

## 盛岡市火葬場整備等事業実施に関する方針（案）について

平成20年6月2日  
市 民 部

## 1 趣旨

この実施方針は、PFI法の事業の実施手順の例により、事業の実施に当たっての市の考え方やスケジュール、事業主体となる企業グループの募集・選定方法などの基本的な事項を取りまとめたもので、具体的に事業を進めるに当たって指針となるものである。

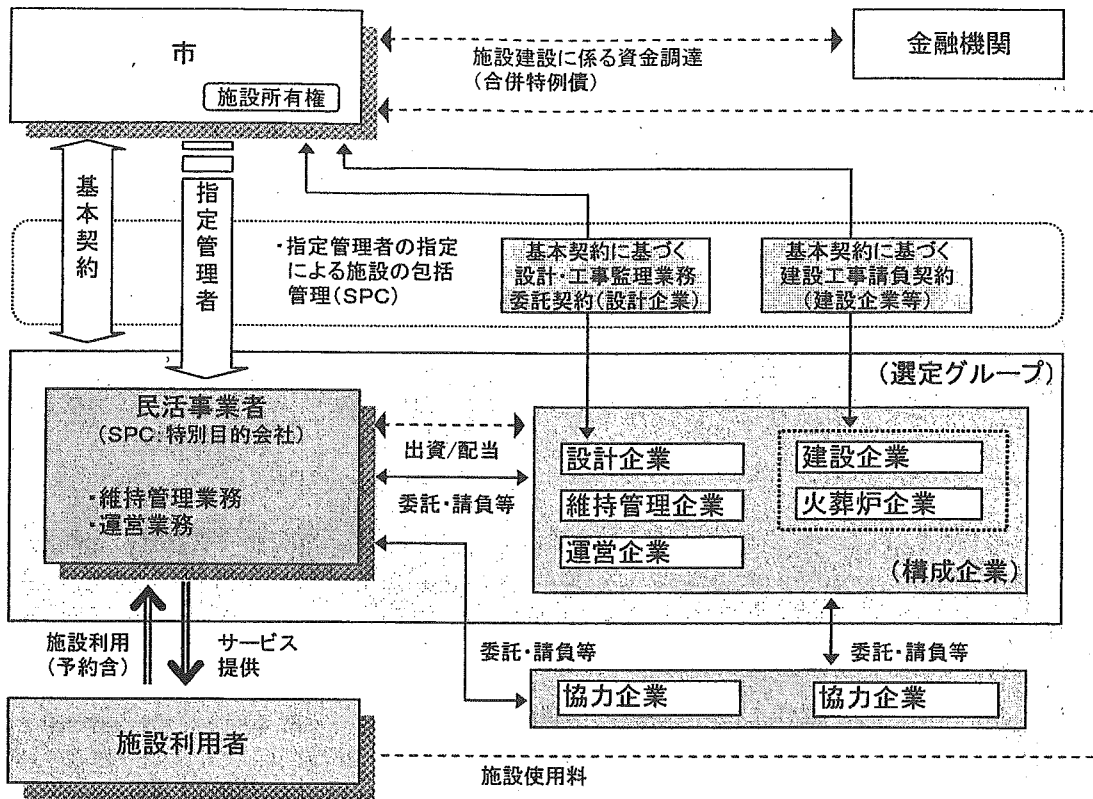
## 2 実施方針の内容等

項目	摘要
第1 特定事業の選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業の選定とは、本事業（新火葬場の建設及び管理運営等）を民間活力の導入により実施することを決定する手続のこと。</li> <li>・本事業を市が直接実施した場合と、市が建設資金を調達し、設計、建設、運営の各業務を民間事業者が一括して行うDBO方式で実施した場合とを比較し、後者において、公共サービスが同一水準にあると仮定した場合に、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できると認めるとき、又は市の財政負担が同一水準にあると仮定した場合に、公共サービスの水準の向上が期待できると認めるときに、市長が特定事業として選定する。</li> </ul>
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の募集・選定方法は、公募型プロポーザル方式とし、学識経験者等で構成する第三者機関が審査を行う。その後、最優秀提案者を優先交渉権者に決定し、随意契約により事業実施に係る契約を締結する。</li> <li>・参加資格は、企業グループのすべての構成員が盛岡市競争入札参加資格者名簿登録者であることを条件とし、未登録者については、本事業に限り追加登録を認めることとする。</li> <li>・原則として、資格確認申出書の提出から事業契約締結までの間は構成員の変更等は認めない。代表企業が資格要件を欠いた場合は、失格とする。</li> <li>・建設企業は、建築一式工事甲Aを含むこととする。火葬炉メーカー等を除き、構成員の複数グループへの重複参加は認めない。</li> </ul>
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	
第4 公共施設等の立地及び規模並びに配置に関する事項	
第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
第8 その他特定事業の実施に必要な事項	

## 3 今後の予定

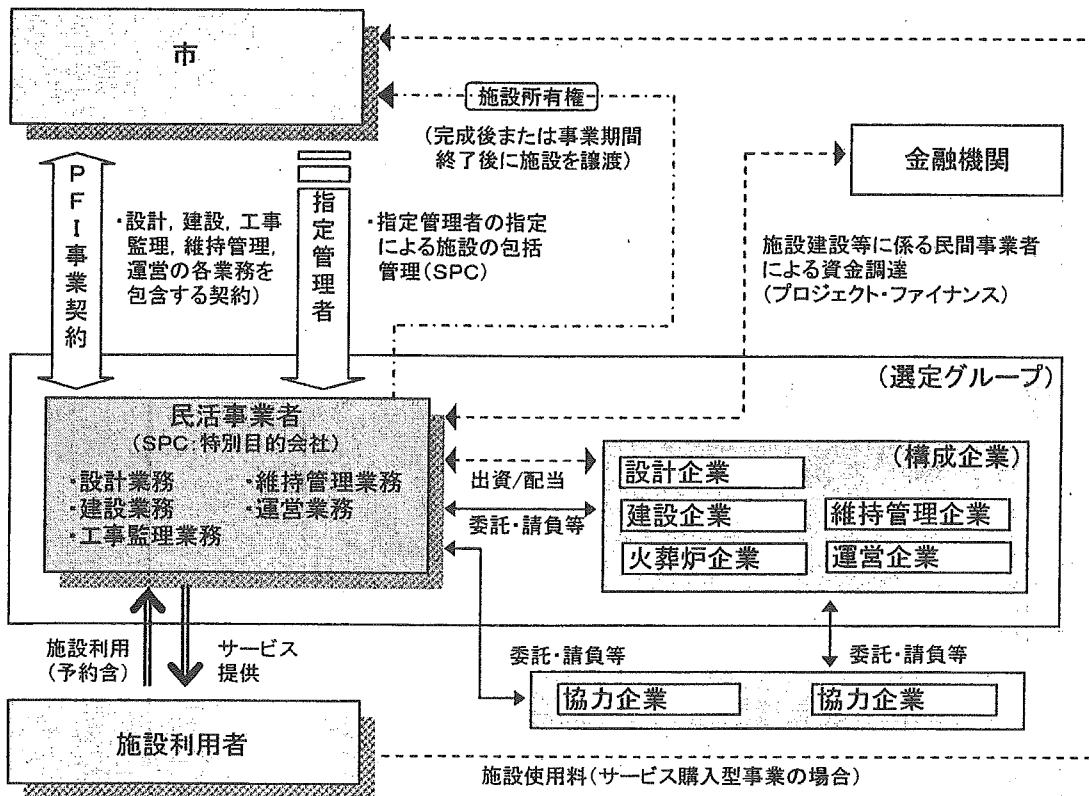
平成20年6月	実施方針の公表
7月	業務要求水準書（案）の公表
8月	特定事業の評価及び選定並びにこれらの結果の公表
9月	債務負担行為の設定（市議会の議決）
11月	募集公告
21年3月	企画提案書・資格確認申出書の受付（資格確認基準日：平成21年3月31日）
6月	最優秀提案の選定、優先交渉権者の決定
8月	仮契約締結
9月	本契約締結（市議会の議決）
	（供用開始は火葬施設棟が平成24年2月、駐車場棟が同年10月の予定）

■本事業における事業方式 (DBO方式)



- ※1 建設資金は公共が調達。建設費は設計・建設の進捗に応じた出来高払い。
- ※2 施設所有権は市が有する。施設完成後、完了検査を経て引き渡し。
- ※3 維持管理運営費は、基本契約に基づき、四半期毎に市がSPCに支払う。

■一般的なPFI事業 (BTO・BOT方式)



- ※1 建設資金は民間が調達。建設費は分割(BTO・BOT方式)または一括払い(BTO方式)。
- ※2 施設所有権は施設完成後に市に譲渡(BTO方式)または事業期間中は民間事業者が保有したまま営業し、事業期間終了後に市に所有権移転(BOT方式)。
- ※3 維持管理運営費は、毎月もしくは四半期毎に市がSPCに支払う(BTO・BOT方式共通)。

# 盛岡市火葬場整備等事業

## 実施に関する方針

(案)

平成20年6月 日

盛 岡 市

## はじめに

盛岡市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第3条に規定する基本理念の下に、盛岡市火葬場整備等事業（以下「本事業」という。）を民活事業（民間の経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップの下で、効率的かつ効果的に推進される事業をいう。以下同じ。）として実施することを計画している。

この実施に関する方針（以下「実施方針」という。）は、本事業において、特定事業（市の施設の整備等（市の施設の建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。）に関する事業で、民活事業として実施されるものをいう。以下同じ。）の選定及び事業者（特定事業を実施する民間事業者をいう。以下同じ。）の選定を行うに当たって、PFI法第5条の例により定めるものである。

平成20年6月 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

目次

第1 特定事業の選定に関する事項.....	1
1 事業の概要.....	1
(1) 事業名称.....	1
(2) 対象となる公共施設の概要.....	1
(3) 施設の管理者の名称及び性格等.....	1
(4) 事業の経緯・目的.....	1
(5) 施設の基本方針.....	2
(6) 事業期間.....	3
(7) 事業方式.....	3
(8) 業務範囲.....	3
(9) 事業者の収入.....	5
(10) 遵守すべき法令等.....	5
2 特定事業の選定の方法及び基準.....	6
(1) 選定方法.....	6
(2) 選定基準.....	6
第2 事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1 募集及び選定の方針.....	7
2 事業者の募集及び選定の手順.....	7
(1) 募集及び選定スケジュール.....	7
(2) 募集及び選定手続等.....	8
3 募集に関する条件.....	11
(1) 応募者の構成.....	11
(2) 企業グループの構成員の資格要件.....	12
(3) 応募者の制限.....	12
(4) 特別目的会社の設立に関する要件.....	13
4 提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	13
(1) 基本的な方針.....	13
(2) 最優秀提案者の選定.....	13
(3) 審査結果の公表.....	13
(4) 著作権等.....	13
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
1 基本的な考え方.....	14
2 予想されるリスクと責任分担.....	14
3 事業の監視.....	14

第4	公共施設等の立地及び規模並びに配置に関する事項	14
1	施設の立地条件	14
2	土地の取得等に関する事項	15
3	建物等の施設要件	15
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1	事業者が契約不履行の懸念が生じた場合	15
2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	15
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
1	法制上及び税制上の措置	15
2	財政上及び金融上の支援	15
3	その他の支援	16
第8	その他特定事業の実施に必要な事項	16
1	議会の議決	16
2	提案に伴う費用負担	16
3	情報提供	16

<資料>

- ・別紙1 リスク分担表（案）
- ・別紙2 案内図（省略）
- ・様式第1号 実施方針等説明会参加申込書（省略）
- ・様式第2号 実施方針等に関する質問書（省略）
- ・様式第3号 実施方針等に関する意見書（省略）

# 第1 特定事業の選定に関する事項

## 1 事業の概要

### (1) 事業名称

盛岡市火葬場整備等事業

### (2) 対象となる公共施設の概要

種 類	火葬場	
建設予定地	所在地	盛岡市三ツ割字寺山 49 番地
	区域区分	市街化調整区域
施設規模	敷地面積	13,404 m <sup>2</sup> (市財産台帳)
	延床面積	約 3,500 m <sup>2</sup> (火葬棟)
施設概要	〔火葬棟〕	
	・火葬炉 9基 ・胞衣炉 1基 ・告別室 2室 ・収骨室 3室 ・遺族控室 8室以上	
供用開始	〔駐車場棟〕	
	・駐車台数 150 台以上	
交通条件	火葬棟供用開始	平成 24 年 2 月
	駐車場棟供用開始	平成 24 年 10 月
交通条件	JR盛岡駅まで	約 2.2km (直線距離)
	盛岡市役所まで	約 1.3km ( " )
	バス停「北山」まで	約 0.5km (歩行距離)
	バス停「中央公民館」まで	約 0.5km ( " )

### (3) 施設の管理者の名称及び性格等

ア 管理者の名称 盛岡市長 谷 藤 裕 明

イ 性格等 市は、新たに整備する火葬場（以下「本施設」という。）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条に規定する公の施設とし、本施設の管理を同法第 244 条の 2 第 3 項の規定により事業者に行わせる予定である。

### (4) 事業の経緯・目的

現盛岡市火葬場（以下「既存火葬場」という。）は、市内唯一の火葬施設として、岩手・玉山環境組合や矢巾町、雫石町、紫波町の 4 施設と共に、市民をはじめ近隣自治体住民の火葬

需要にこたえている。

一方、既存火葬場は昭和 57 年 4 月の供用開始から 26 年以上が経過し、施設・設備の老朽化や利用上の問題、加えて将来的に見込まれる火葬需要への対応など、さまざまな課題を抱えている。

そのような状況の下、市では、これらの課題の解決に向け、平成 14 年度に庁内関係課による連絡会議を開き、平成 15 年度には助役を委員長とする庁内組織の火葬場整備検討委員会を設置し、施設の現況と課題、整備の考え方や方向性等について議論を重ね、平成 17 年度に盛岡市火葬場整備方針案を取りまとめ、平成 18 年度には、この方針案を基に、新たなアクセス道路の整備も含め、盛岡市火葬場整備基本構想を策定し、平成 23 年度の供用開始を目途に、現在地において建替えによる本施設の整備を図ることとした。

市では、本事業において、民間の技術的・経営的能力を活用することで、利用者のニーズや心情に十分配慮されたサービスの提供がなされるとともに、効率的かつ効果的な業務遂行による市の財政負担の軽減等が図られることを目指しており、加えて本事業の実施に際しては、地域経済の振興に配慮がなされることを期待している。

## (5) 施設の基本方針

### ア 人生の終えんの場にふさわしい施設づくり

- ・葬送の場として求められる厳粛、静ひつな空間で、かつ、暖かみ、安らぎを演出する。
- ・華やかな装飾はせず、極力シンプルな構成とし、可能な限り自然的ファクター（陽光、緑、水、風等）を取り入れ、特定のイメージを感じさせない（宗教色等のない）施設とする。

### イ 周辺環境に配慮した施設づくり

- ・周辺の墓地及び園路からの視点に対し、建物外観や設備開口に配慮するとともに、緩衝緑地帯を配置する。
- ・周辺敷地との高低差を考慮し、建物上部の景観等に配慮する。
- ・設備の排気については、無煙・無臭化を図る。

### ウ 人にやさしい施設づくり

- ・特に、高齢者の利用率が高いことを念頭に、だれにでも利用しやすい各種機能を有し、かつ、仕上げとする。
- ・高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）及びひとにやさしいまちづくり条例（平成 7 年岩手県条例第 41 号）にのっとり施設とする。
- ・高低差のある地形や多層建築物内を、極力負担の少ない移動が可能なように整備する。

### エ 管理運営のしやすい施設づくり

- ・利用者動線とサービス動線を明確に分離し、スムーズな管理が行えるよう配慮する。
- ・中央管理システムを整備し、効率化・省人力化を図る。
- ・サービスヤードは十分な広さを確保するとともに、建築構造においても将来の改修等を十分考慮した設計とする。
- ・日常管理（清掃、保守点検）のしやすい仕上げ、形状とする。



## (6) 事業期間

### ア 事業期間

- (7) 設計期間 平成 21 年 10 月から平成 22 年 8 月まで
- (1) 建設期間 平成 22 年 8 月から平成 24 年 9 月まで
- (9) 供用開始 平成 24 年 2 月 (火葬棟の供用開始)  
平成 24 年 10 月 (駐車場棟の供用開始)
- (1) 運営・維持管理期間 平成 24 年 2 月から平成 44 年 3 月まで
- (4) 既存火葬場の取扱い 既存火葬場の火葬炉は、本施設の火葬棟の供用開始の日の前日まで稼働させる。

### イ 契約の締結

- (7) 仮契約の締結 平成 21 年 8 月 (予定)
- (1) 本契約の締結 平成 21 年 9 月 (予定)

## (7) 事業方式

本事業の事業方式は、DBO (Design Build Operate) 方式とする。

具体的には、市が資金を調達し、本施設の設計・建設(既存火葬場の解体・撤去及び駐車場の設計・建設を含む。)から完成後の運営・維持管理までの一連の業務を市と契約を締結した事業者グループが行う方式である。

なお、設計・建設又は運営・維持管理に係る契約方法、事業費の支払方法等については、次のとおり予定している。

- ア 設計・建設 市と事業者グループとの基本契約に基づき、事業者グループの構成員である設計会社・建設会社と設計・建設の個別の請負契約を締結し、施設の建設をするものであり、当該設計・建設に係る経費は、個別の請負会社に業務の進ちょくに応じた出来高により支払う。
- イ 運営・維持管理 事業者グループが設立した特別目的会社と施設の包括委託契約を締結し、施設の運営・維持管理をするものであり、当該運営・維持管理に係る経費は、特別目的会社に 4 半期ごとに支払う。

## (8) 業務範囲

本事業における事業者の業務範囲(具体的な範囲及び内容については、後日公表する盛岡市火葬場整備等事業業務要求水準書(案)を参照すること。)は、次のとおりとする。

なお、火葬場の使用許可及びその使用料の徴収に係る事務は市の、分骨の許可及びその手数料の徴収に係る事務は事業者の業務とする。

### ア 設計業務

- (7) 建築設計業務
- (1) 造成等設計業務
- (9) 施設整備計画に伴う各種申請等の業務

### イ 建設業務

(7) 敷地造成業務

(イ) 建物整備等業務（工事期間中、既存火葬場の一部が使用できない状態となる場合にあっては、当該使用できない部分を代替するための仮設の施設の設置を含む。）

(ウ) 施設建設に伴う各種申請等の業務

(エ) 既存火葬場解体業務

(オ) 備品整備業務

#### ウ 工事監理業務

(7) 工事監理業務

#### エ 火葬炉整備業務

(7) 火葬炉設計業務

(イ) 火葬炉建設業務

(ウ) 火葬炉保守業務

#### オ 火葬炉運転業務

(7) 火葬炉運転業務

#### カ 運營業務

(7) 施設利用予約受付業務

(イ) 車両等誘導業務

(ウ) 窓口受付業務

(エ) 告別業務

(オ) 炉前業務

(カ) 収骨業務

(キ) 待合関連業務

(ク) 売店等運營業務

(ケ) 公金徴収代行業務

(コ) 庶務的業務

(ク) 総括業務

#### キ 維持管理業務

(7) 建物保守管理業務

(イ) 建物設備保守管理業務

(ウ) 緑地・外構等維持管理業務

(エ) 清掃業務

(オ) 警備業務

(カ) 環境衛生管理業務

(キ) 残骨灰及び集じん灰処理業務

(ク) 備品等管理業務

(ケ) 大規模修繕業務

## (9) 事業者の収入

事業者の収入は、市が支払うサービス購入料及び売店販売収入等とし、火葬場の使用料は、事業者の収入としないものとする。

ア サービス購入料とは、事業者が行う本施設の設計、建設、運営及び維持管理に係る対価をいう。

イ サービス購入料は、物価変動等があった場合には、事業契約の定めるところにより、その額を改定するものとする。

ウ サービス購入料は、事業者の事業契約の履行状況により、その額を減額し、又はその支払を一時停止することがある。

エ 本施設の設計及び建設に係る対価としてのサービス購入料については、建設期間中、火葬棟、駐車場棟等の出来高に応じて支払うものとする。

オ 本施設の運営及び維持管理に係る対価としてのサービス購入料については、運営及び維持管理の期間にわたって支払うものとする。

## (10) 遵守すべき法令等

事業者が本事業を実施するに当たって遵守すべき法令等を例示すると、おおむね次のとおりである。

ア 法令等（法律にあっては、その法律に基づく政令、省令及び告示等を含む。）

- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・地方自治法
- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（この法律に基づく例規を含む。）
- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（この法律に基づく例規を含む。）
- ・宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）（この法律に基づく例規を含む。）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）（この法律に基づく例規を含む。）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）

- ・建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
  - ・景観法（平成 16 年法律第 110 号）
  - ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
  - ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成 12 年 3 月 31 日付け衛企第 17 号厚生省生活衛生局企画課長通知）
- イ 例規等（条例の場合にあっては、その条例に基づく規則及び告示等を含む。）
- ・岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成 5 年岩手県条例第 35 号）
  - ・ひとにやさしいまちづくり条例
  - ・県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成 13 年岩手県条例第 71 号）
  - ・盛岡市火葬場条例（昭和 33 年盛岡市条例第 38 号）
  - ・盛岡市水道事業給水条例（昭和 35 年盛岡市条例第 14 号）
  - ・盛岡市下水道条例（昭和 36 年盛岡市条例第 15 号）
  - ・盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 6 年盛岡市条例第 40 号）
  - ・盛岡市環境基本条例（平成 10 年盛岡市条例第 11 号）
  - ・盛岡市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成 12 年盛岡市条例第 31 号）
  - ・盛岡市個人情報保護条例（平成 16 年盛岡市条例第 7 号）
  - ・盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例（平成 17 年盛岡市条例第 26 号）
  - ・盛岡市屋外広告物条例（平成 19 年盛岡市条例第 68 号）
  - ・盛岡市都市景観形成建築等指導要綱（平成 6 年盛岡市告示第 246 号）
  - ・盛岡市開発指導要綱（平成 8 年盛岡市告示第 74 号）

## 2 特定事業の選定の方法及び基準

### (1) 選定方法

市は、本事業において、民間活力の導入を図ることにより、公共サービスが同一水準にあると仮定した場合において事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できると認めるとき、又は市の財政負担が同一の水準にあると仮定した場合において公共サービスの水準の向上が期待できると認めるときに、本事業を民活事業として実施することが適切であると認め、特定事業として選定するものとする。

### (2) 選定基準

市は、本事業を特定事業として選定するに当たっては、次の事項について評価を行い、その結果を評価の内容と併せて、公表するものとする。

- ア コスト算出に関する定量的評価
- イ 民活事業として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転されるリスクの評価
- エ アからウまでの総合的評価

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定の方針

市は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、本事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら、事業者の選定を進める。

なお、事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式の採用を予定している。

### 2 事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 募集及び選定スケジュール

事業者の選定に当たっては、現段階では、次の手順で行うことを予定している。

日 程	内 容
平成 20 年 6 月 10 日 (火)	実施方針の公表
平成 20 年 7 月 10 日 (木)	業務要求水準書 (案) の公表
① 平成 20 年 7 月 24 日 (木)	実施方針等説明会の開催
② 平成 20 年 7 月 22 日 (火) ～7 月 28 日 (月)	実施方針及び業務要求水準書 (案) に対する質問・意見の受付
③ 平成 20 年 8 月 12 日 (火)	実施方針及び業務要求水準書 (案) に対する質問の回答の公表
④ 平成 20 年 8 月下旬	特定事業の評価及び選定並びにこれらの結果の公表
平成 20 年 9 月下旬	定例市議会に債務負担行為の議案提出
⑤ 平成 20 年 9 月下旬 ～10 月中旬	個別ヒアリングの実施 (予定)
⑥ 平成 20 年 11 月 4 日 (火)	募集の公告 (募集要項等の公表)
⑦ 平成 20 年 11 月 12 日 (水)	募集要項等説明会の開催
⑧ 平成 20 年 11 月 25 日 (火) ～11 月 28 日 (金)	募集要項等に対する質問の受付 (1 回目)
⑨ 平成 20 年 12 月 16 日 (火)	募集要項等に対する質問の回答の公表 (1 回目)
⑩ 平成 21 年 1 月 13 日 (火) ～1 月 16 日 (金)	募集要項等に対する質問の受付 (2 回目)
⑪ 平成 21 年 2 月 3 日 (火)	募集要項等に対する質問の回答の公表 (2 回目)
⑫ 平成 21 年 1 月下旬 ～2 月上旬	応募者との個別対話の実施 (予定)
⑬ 平成 21 年 3 月 2 日 (月) ～3 月 31 日 (火)	提案書の受付及び資格確認申出書の受付
平成 21 年 3 月 31 日 (火)	資格確認基準日
平成 21 年 3 月	定例市議会に指定管理者の議案提出
⑭ 平成 21 年 4 月上旬	資格確認通知書の送付

日 程	内 容
⑮ 平成 21 年 4 月中旬	提案書に関するヒアリングの実施（予定）
⑯ 平成 21 年 6 月中旬	最優秀提案の選定
⑰ 平成 21 年 8 月中旬	仮契約の締結
⑱ 平成 21 年 9 月下旬	定例市議会に契約の議案提出，本契約の締結

## (2) 募集及び選定手続等

### ア 実施方針等説明会の開催 (①)

実施方針及び業務要求水準書（案）の内容について，次により説明会を開催する。

なお，希望者には，説明会終了後午後 3 時 30 分から，現地において現況説明を行うことを予定している。

(ア) 開催日時 平成 20 年 7 月 24 日（木） 午後 2 時から 3 時まで

(イ) 開催場所 プラザおでって（盛岡市観光文化交流センター）3 階おでってホール  
〒020-0871 盛岡市中ノ橋通一丁目 1 番 10 号 電話 019-621-8800

(ウ) 参加者 本事業に参加を希望する事業者とし，1 社 2 人までとする。

(エ) 申込方法 実施方針等説明会参加申込書（様式第 1 号）を郵送又は E-mail で申し込むこと。なお，E-mail で申し込む場合の文書形式は，Microsoft-Word2003 とすること。

(オ) 申込先 盛岡市市民部市民登録課  
〒028-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号  
E-mail : kasozyo@city.morioka.iwate.jp

(カ) 申込期限 平成 20 年 7 月 21 日（月）

(キ) 留意事項 説明会当日は，実施方針及び業務要求水準書（案）を配布しないため，市のホームページからこれらをダウンロードして持参すること。

イ 実施方針及び業務要求水準書（案）に対する質問・意見の受付 (②)，回答の公表 (③)  
実施方針及び業務要求水準書（案）に記載の内容に関し，質問・意見を次により受け付ける。

(ア) 受付期間 平成 20 年 7 月 22 日（火）から同月 28 日（月）まで

(イ) 提出方法 質問・意見の内容を簡潔にまとめ，実施方針等に関する質問書（様式第 2 号）又は実施方針等に関する意見書（様式第 3 号）に記入の上，郵送又は E-mail で提出すること（エの個別ヒアリングを希望する場合は，その旨を様式第 3 号に記入すること）。なお，文書形式は，Microsoft-Excel2003 とし，郵送で提出する場合は，データを記録した CD-R を同封すること。

(ウ) 提出先 アの(オ)の申込先に同じ。

(エ) 回答方法 平成 20 年 8 月 12 日（火）に，市のホームページで公表する。なお，質問・意見の内容を考慮して，実施方針又は業務要求水準書（案）の内容を変更する場合がある。

ウ 特定事業の評価及び選定並びにこれらの結果の公表 (④)

実施方針及び業務要求水準書(案)に対する意見等を踏まえ、本事業を民活事業として実施することが適当であると認めるときは、特定事業として選定し、その旨を評価の内容と併せて、平成20年8月下旬に公表する。

エ 個別ヒアリング (⑤)

イにより提出された意見等について、提出者が希望し、市が必要と判断した場合には、次により個別にヒアリングを行うことがある。

(ア) 実施期間 平成20年9月下旬から同年10月中旬までの間を予定している。具体的な日時は、対象企業を決定した後に対象企業と調整する。

(イ) 実施場所 盛岡市内

(ロ) 実施方法 様式第3号に個別ヒアリングの希望が記載された者のうち、(イ)により選定した提出者を対象に、市が個別にヒアリングを行う。

(ハ) 対象企業 提出された意見等の内容を踏まえ、ヒアリングを希望する提出者の中から本事業の類似事業への応募経験、業種、企業規模等を勘案し、市が選定する。

(オ) その他

① 個別ヒアリングの内容については、原則として、最優秀提案者の選定後、遅滞なく公表する。ただし、守秘義務が必要な項目については、公表しない場合がある。

② 個別ヒアリングへの応募は、義務付けたものではないため、必ず個別ヒアリングを受ける必要はない。また、応募の有無は、民間事業者を選定する際の審査に影響するものではない。

③ 個別ヒアリングの結果は、募集要項、業務要求水準書(案)等に反映させる場合がある。

オ 募集の公告(募集要項等の公表) (⑥)

平成20年11月4日(火)に、募集の公告により募集要項及び附属資料(業務要求水準書、審査基準、事業契約書(案)等をいう。以下同じ。)を公表する。

カ 募集要項等説明会の開催 (⑦)

募集要項及び附属資料の内容について、次により説明会を開催する。

(ア) 開催日時 平成20年11月12日(水) 午後2時から3時まで

(イ) 開催場所 ブラザおでって(盛岡市観光文化交流センター)3階おでってホール  
〒020-0871 盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号 電話 019-621-8800

(ロ) 参加者 本事業に参加を希望する事業者とし、1社2人までとする。

(ハ) 申込方法 募集要項等説明会参加申込書(募集の公告時に示す。)を郵送又はE-mailで申し込むこと。なお、E-mailで申し込む場合の文書形式は、Microsoft-Word2003とすること。

(ニ) 申込先 アの(オ)の申込先に同じ。

(ホ) 申込期限 平成20年11月10日(月)

(ヘ) 留意事項 説明会当日は、募集要項及び附属資料を配布しないため、市のホームページ

ジからこれらをダウンロードして持参すること。

キ 募集要項等に対する質問の受付（1回目）(⑧)，回答の公表（1回目）(⑨)

募集要項及び附属資料の記載の内容に関し，質問を次により受け付ける。

(ア) 受付期間 平成20年11月25日（火）から同月28日（金）まで

(イ) 提出方法 質問内容を簡潔にまとめ，募集要項等に関する質問書（募集の公告時に示す。）に記入の上，郵送又はE-mailで提出すること。なお，文書形式は，Microsoft-Excel2003とし，郵送で提出する場合は，データを記録したCD-Rを同封すること。

(ウ) 提出先 アの(オ)の申込先に同じ。

(エ) 回答方法 平成20年12月16日（火）に，市のホームページで公表する。

ク 募集要項等に対する質問の受付（2回目）(⑩)，回答の公表（2回目）(⑪)

募集要項及び附属資料の記載の内容に関し，質問を次により受け付ける。

(ア) 受付期間 平成21年1月13日（火）から同月16日（金）まで

(イ) 提出方法 質問内容を簡潔にまとめ，募集要項等に関する質問書（様式第5号）に記入の上，郵送又はE-mailで提出すること。なお，文書形式は，Microsoft-Excel2003とし，郵送で提出する場合は，データを記録したCD-Rを同封すること。

(ウ) 提出先 アの(オ)の申込先に同じ。

(エ) 回答方法 平成21年2月3日（火）に，市のホームページで公表する。

ケ 応募者との個別対話の実施 (⑫)

市は，応募者と十分な意思疎通を図ることによって，本事業の趣旨に対する応募者の理解を深め，市の意図と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として，各応募者に対し，対面方式による対話の場を設けることを予定している。

なお，具体的な実施方法等は，募集要項で示すが，実施時期については，個別対話を希望する応募者の意向を踏まえて決定する予定である。

コ 提案書の受付 (⑬)，提案書に関するヒアリングの実施 (⑭)

応募者は，本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書類を平成21年3月2日（月）から同月31日（火）までに提出するものとする。なお，提案方法の詳細については，募集要項に記載する。

また，提案内容の審査の過程において，同年4月中旬ころにヒアリングを実施する予定である。

サ 資格確認申出書の受付 (⑬)，資格確認通知書の送付 (⑭)

応募者は，資格確認申出書を平成21年3月2日（月）から同月31日（火）までに提出するものとする。なお，資格確認は，平成21年3月31日（火）を基準日として審査し，その結果については，同年4月上旬に応募者に通知する。

シ 最優秀提案の選定 (⑯)

提出された提案書類について総合的な評価を行い，最優秀提案を選定し，その旨を評価の内容と併せて，平成21年6月中旬に公表する。



ス 仮契約の締結 (17)、本契約の締結 (18)

市は、最優秀提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と平成 21 年 8 月中旬までに仮契約を締結し、同年 9 月の市議会において、その契約の議決を得る予定としている。

### 3 募集に関する条件

#### (1) 応募者の構成

ア 本事業の応募者は、本事業を実施する次の(ア)から(ク)まで（(ク)に掲げる企業については、応募者が必要があると認めた場合に限る。）に掲げる企業（(4)の規定により設立しなければならないとされている特別目的会社への出資予定の有無を問わない。以下「構成員」という。）により構成されるグループ（以下「企業グループ」という。）とするものとする。

(ア) 火葬炉を除く本施設の設計を行う者（以下「設計企業」という。）

(イ) 火葬炉を除く本施設の建設を行う者（以下「建設企業」という。）

(ウ) 本施設の工事監理を行う者（以下「工事監理企業」という。）

(エ) 火葬炉の設計、建設及び保守管理を行う者（以下「火葬炉整備企業」という。）

(オ) 炉室業務を行う者（以下「火葬炉運転企業」という。）

(カ) (オ)の炉室業務以外の本施設の運営を行う者（以下「運営企業」という。）

(キ) 火葬炉保守管理業務を除く本施設の維持管理を行う者（以下「維持管理企業」という。）

(ク) 本事業を行うため主として出資のみを行う企業（以下「出資企業」という。）

イ 企業グループを構成する場合において、建設企業が工事監理企業を兼ねること、又は資本面（一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える場合をいう。）若しくは人事面（一方の会社の代表取締役が他方の会社の代表取締役を兼務している場合をいう。）において関連がある者同士が建設企業と工事監理企業となることはできない。

ウ ある企業グループの構成員（火葬炉整備企業、火葬炉運転企業及び運営企業を除く。このウ及びエにおいて同じ。）が、他の企業グループの構成員になることはできない。

エ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する関係にある場合にあっては、当該関係にあるこれら者は、同一の企業グループにおいてのみその構成員となることができ、異なる企業グループのそれぞれの構成員となることはできない。

(ア) 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項若しくは会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項の管財人を現に兼ねている関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)に準ずると認められる関係にある場合

オ 企業グループのすべての構成員は、盛岡市競争入札参加資格者名簿に登録されている者でなければならないものとする。

カ 原則として、資格確認申出書の提出時から事業契約締結時までの間は、企業グループの構成員の変更等は認めないものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、企業グループを代表する構成員（以下「代表企業」という。）以外の構成員については、変更等を認めることがある。

キ 資格確認申出書の提出時から事業契約締結時までの間に、代表企業が資格要件を欠いた場合には、当該代表企業の企業グループは失格とするものとする。企業グループの構成員が資格要件を欠いた場合において、当該構成員の変更等が認められなかったときも、同様とする。

ク 資格確認申請以降の手続は、代表企業が行うものとする。

## (2) 企業グループの構成員の資格要件

企業グループの構成員は、(1)のアからオまでに掲げる要件のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たす者でなければならないものとする。

ア 設計企業 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

イ 建設企業 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を有していること。また、盛岡市市営建設工事請負登録者名簿において建築一式工事に登録されており、かつ、盛岡市市営建設工事入札参加資格建築一式工事甲 A である者及び建築一式工事乙 A 又は丙 A である者が含まれていること。

ウ 工事監理企業 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

エ 火葬炉整備企業 一の施設に火葬炉を 10 基以上納入・設置した実績を有する者であること。

オ 火葬炉運転企業 本事業を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えている者であること。

カ 運営企業 本事業を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えている者であること。

キ 維持管理企業 本事業を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えている者であること。

## (3) 応募者の制限

次のアからカまでのいずれにも該当する者を構成員とする企業グループでなければ、本事業に応募することができない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

イ 市の指名停止措置を受けていないこと。

ウ 会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画又は再生計画が認可された者（建設企業にあっては、これらの手続開始の決定後に受けた建設業法に基づ

く経営規模等評価の結果通知書を有し、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者)を除く。)でないこと。

エ 経営状態が著しく不健全でないこと。

オ 市税並びに法人税，所得税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

カ 市と本事業に関するアドバイザリー業務を委託しているみずほ総合研究所株式会社並びにみずほ総合研究所株式会社がアドバイザリー業務の一部を委託している株式会社石本建築事務所，株式会社イーツーエンジニアリング及び西村あさひ法律事務所並びにこれらの企業と資本面又は人事面において関連がないこと。

#### (4) 特別目的会社の設立に関する要件

ア 応募者は、当選した場合においては、本事業を実施する特別目的会社を設立しなければならないこと。

イ 特別目的会社は、株式会社とし、本店の所在地を盛岡市内に置かなければならないこと。

ウ 特別目的会社のすべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行うことができないものとする。

## 4 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

### (1) 基本的な方針

ア 審査委員会の設置

提案書類の審査は、学識経験者等の外部委員等により構成される審査委員会において行うものとする。

イ 審査の内容

審査委員会は、次の内容により提案書類に対する審査を行うものとし、具体的な審査基準については、募集の公告時に公表するものとする。

(7) 設計・建設に関する事項

(1) 運営・維持管理に関する事項

(9) 事業計画に関する事項

### (2) 最優秀提案者の選定

市は、審査委員会の審査に基づき最優秀提案者を決定し、契約手続を行う。

### (3) 審査結果の公表

市のホームページにおいて、審査の結果を公表するものとする。

### (4) 著作権等

応募者から提出された提案書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、

市は、本事業に関し必要と認める用途に用いようとする場合にあっては、応募者の同意を得て、無償で使用できるものとする。

なお、提出を受けた書類は、返却しない。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者の間で適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。原則として、リスクを招いた原因者がそのリスクを分担することとし、不可抗力、法令変更等市又は事業者のいずれかの責めにも帰すことのできない事由によるものについては、市と事業者との役割分担及びリスクへの対応能力等の観点から、リスクを負担するものとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者のリスク分担は、原則として、リスク分担表（案）（別紙1）によるものとし、具体的な内容については、募集の公告時に示し、最終的には、事業契約で定めるものとする。

なお、募集の公告時に市が示すリスク分担は、別紙1に優先するものとする。

#### 3 事業の監視

市は、事業者が提供するサービスの内容の確認及び事業者の財務状況を把握するため、事業者に対して定期的に業務状況や財務状況の報告等を求めるものとする。

また、市は、事業者が事業契約で定める仕様又は条件に反した場合は、事業者に対して改善措置を求めるものとする。

これらの報告、改善措置の方法及び内容等については、募集の公告時に示し、最終的には、事業契約で定めるものとする。

### 第4 公共施設等の立地及び規模並びに配置に関する事項

#### 1 施設の立地条件

第1の1の(2)のとおりである。

## 2 土地の取得等に関する事項

建設予定地は、市有地であり、設計・建設期間中は、事業者に対して無償で貸し付ける。

## 3 建物等の施設要件

建物等の施設要件は、後日公表する事業業務要求水準書（案）のとおりである。

## 第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は、誠意を持って協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約において定める具体的措置によるものとする。

また、事業契約に関する訴訟については、盛岡地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業者が契約不履行の懸念が生じた場合

市は、事業契約の定めに従い、事業者が改善勧告を行い、改善策の提出及び実施を求めるものとする。その他の対応方法については、事業契約に定めるところによる。

### 2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に定める事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法によるものとする。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

### 2 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

### 3 その他の支援

事業者が本事業を実施するに当たり必要な許認可等に関し、市は、必要に応じて協力するものとする。

## 第8 その他特定事業の実施に必要な事項

### 1 議会の議決

市は、本事業に関する予算措置として、平成20年9月市議会定例会において、債務負担行為の議決を得る予定である。また、平成21年3月市議会定例会においては指定管理者に関する議案を、同年9月市議会定例会においては契約に関する議案をそれぞれ提案する予定としている。

### 2 提案に伴う費用負担

応募者の提案に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

### 3 情報提供

市は、本事業に関する情報提供を市のホームページを通じて、適宜行うものとする。

[ この実施方針等に関する問合せ先 ]

盛岡市市民部市民登録課管理係

〒028-8530 盛岡市内丸12番2号

電話：019-651-4111 内線2127, 2140

E-mail：kasozyo@city.morioka.iwate.jp

この実施方針等は、市のホームページに掲載している。

<http://www.>

別紙1 リスク分担表(案)

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		参照番号	
			市	事業者		
共通	資金調達	必要な資金を調達できないこと	起債による資金調達	○		1
			建設期間中の資金調達		○	2
	金利変動	施設整備期間中において事業者が一時的に調達する資金の金利変動の負担			○	3
	許認可失効	許認可の失効に伴って、設計又は工期の変更や設備の改善等が必要となる事業者の経費増加及び事業契約の履行不能	市の責めによる許認可失効	○		4
			事業者の責めによる許認可失効		○	5
	住民対策	本施設の設置、設置条件、事業者への契約条件に反対する住民運動等の発生による事業の進行への障害		○		6
	法令の変更	本施設整備事業に直接関係する法令の変更により、事業継続に過分の費用を要することとなった場合の費用負担。	市が事業継続を決めた場合	○		7
	税制度の変更	税制度の改正による事業者の収支の影響	法人税の変更による費用の増減(法人の利益に関するもの)		○	8
			本施設整備事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更による増減	○		9
			消費税の変更による増減	○		10
			市の本施設の取得及び所有に関する税制度の変更による増減	○		11
	不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。)に伴い、設計又は工期の変更、設備の修復等により、事業者の経費の増加及び事業契約の履行不能		○	△	12
設計	測量調査	地形、地質等の現地調査等の不備等による施工のコストアップ、タイムオーバー、運用時の施設倒壊などの発生	市が行った測量調査の不備、誤り等により生じた部分	○		13
			事業者が行った測量調査の不備、誤り等により生じた部分		○	14
	設計	事業者が行った設計の不備、誤り等により生じる費用			○	15
	設計変更	設計変更に伴う事業者の経費の増加	市の責めに帰すべき事由による設計変更に伴う事業者の経費の増加	○		16
			上記以外の事由による設計変更に伴う事業者の経費の増加		○	17

凡例：「○」主たる負担者、「△」従たる負担者

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		参照番号		
			市	事業者			
建設	工程変更	工程変更に伴う事業者の経費の増加	市の責めに帰すべき事由による工程変更に伴う事業者の経費の増加	○		18	
			上記以外の事由による工程変更に伴う事業者の経費の増加		○	19	
	供用開始遅延	施設の供用開始が遅延する責任	市の責めに帰すべき事由による供用開始遅延に伴う事業者の経費の増加	○		20	
			事業者の責めに帰すべき事由による供用開始遅延に伴う市の経費の増加		○	21	
	物価変動	物価の変動に伴う事業者の経費の増減		○	△	22	
	工事費増加	資材調達内容や価格の変更、設計変更等による、当初予定していた工事費の超過	市の責めに帰すべき事由による事業者の経費の増加	○		23	
			上記以外の事由による事業者の経費の増加		○	24	
	第三者等への賠償	建設工事に伴い生じる騒音、振動、臭気等により、周辺住民や市に損害を加えたことによる賠償費用			○	25	
	土壌の瑕疵等	建設場所の土壌汚染、埋蔵文化財の発見、既存火葬場において事前に想定されていなかったアスベストの発見等による事業者の経費の増加		○		26	
	地盤沈下	建設工事に伴う地盤の沈下による、建設費の増加			○	27	
運営・維持管理	火葬場使用料の減少	火葬場利用者数の減少による、火葬場使用料収入の減少		○		28	
	施設利用者への対応	施設内における事故の発生			○	29	
	施設瑕疵	維持管理・運営期間中に瑕疵が発見された場合の修補、損害賠償の義務	施設の引渡後10年以内に隠れた瑕疵が見つかった場合			○	30
			施設の引渡後11年以降に隠れた瑕疵が見つかった場合	○		31	
	修繕	維持管理・運営期間中に必要となる修繕費の負担			○	32	
	備品更新	維持管理・運営期間中に必要となる備品更新費の負担			○	33	
	物価変動	物価変動に伴う事業者の経費の変動		○	△	34	
	光熱水費	光熱水費の変動	火葬件数や来場者数の変動による場合	○		35	
			事業者の提案金額が不適切であった場合		○	36	
	債務不履行	債務不履行による損害の発生	サービス水準の未達等、事業者の債務不履行による事業契約の解除による損害			○	37
支払債務の不履行等、市の債務不履行による事業契約の解除による損害			○		38		
第三者等への賠償	施設運営から生じる騒音、振動、臭気等により周辺住民や市に損害を加えたことによる賠償費用			○	39		
終了	施設明渡	事業契約が終了した後に事業者が施設を市へ明け渡すための諸経費			○	40	

凡例：「○」主たる負担者、「△」従たる負担者